

(19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】平成31年4月15日 (2019. 4. 15)
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1629422号 (D1629422)
(24) 【登録日】平成31年3月22日 (2019. 3. 22)
(54) 【意匠に係る物品】データ入出力端末機

【部分意匠】

(52) 【意匠分類】H7-725
(51) 【国際意匠分類】Loc (11) C1. 14-02
【Dターム】H7-725AF
(21) 【出願番号】意願2018-8877 (D2018-8877)
(22) 【出願日】平成30年4月23日 (2018. 4. 23)
(72) 【創作者】

【氏名】鹿田 和

【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町1番地 シャープ株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】000005049

【氏名又は名称】シャープ株式会社

【氏名又は名称原語表記】SHARP KABUSHIKI KAISHA

【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町1番地

(74) 【代理人】

【識別番号】100160783

【弁理士】

【氏名又は名称】堅田 裕之

【審査官】中田 博康

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、主にコンビニエンスストア等の店舗での商品の在庫管理、検品業務、受発注業務等に使用されるデータ入出力端末機である。手首に装着して使用することができるので、装着した状態でも店員が両手で自由に作業をすることが可能である。意匠登録を受けようとする部分は、本体前面の表示及び操作のための曲面タッチディスプレイ部分である。

(55) 【意匠の説明】青色で着色した部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。各図の表面部に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。一点鎖線は、曲面タッチディスプレイ領域内であって、本体前面上側にある凹状の非表示部分の外周に沿う線であり、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

【図面】

【斜視図】

(2)

意匠登録1629422



【正面図】



【背面図】

(3)

意匠登録1629422



【平面図】



【底面図】

(4)

意匠登録1629422



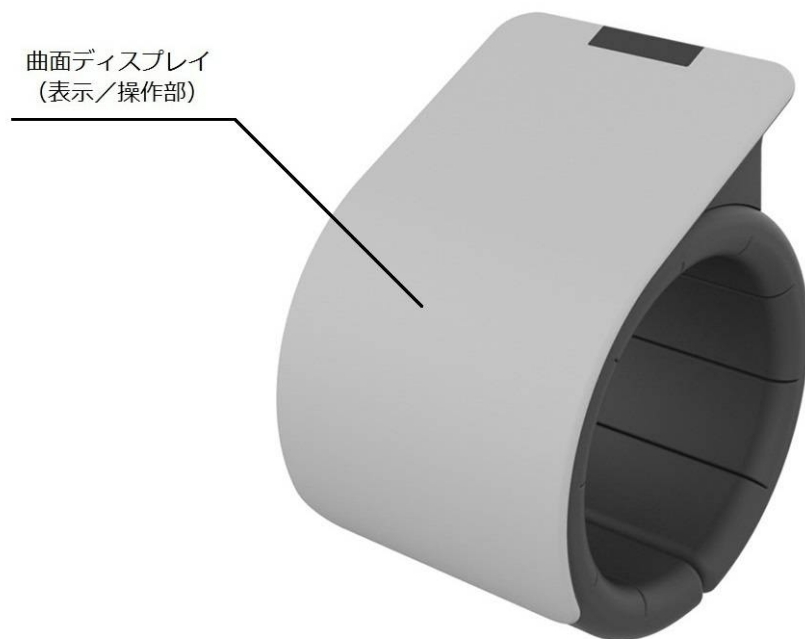
【右側面図】



【左側面図】



【各部の名称を示した参考図】



特開2007-78670 中華人民共和国意匠公報、17-73号、(2017-12-12)、CN304400463S、(特許庁意匠課公知資料番号HH29008793) 大韓民国意匠商標公報、13-25号、(2013-8-22)、30-2013-0000891、(特許庁意匠課公知資料番号HH25433262) 米国特許商標公報、(2015-3-24)、D725071、(特許庁意匠課公知資料番号HH27304745)